

お知らせコーナー  
~information~  
11月



◆案内

「世界エイズデー」における  
休日HIV相談・検査の実施

12月1日(金)は「世界エイズデー」で、11月16日(木)から12月15日(金)までの1か月間は「鹿児島レッドリボン月間」です。

この時期に、エイズ・HIVに関する正しい知識などの啓発と受検しやすい環境の整備を図るため、休日HIV相談・検査を実施します。

●日時 平成18年12月3日(日)

午前9時〜午後3時まで

●場所 鹿屋保健所

●内容 エイズ及びHIVに関する相談への対応、VTR視聴サービス、HIV即日検査(匿名で受検でき、原則無料。検査から結果判明までの所要時間は1時間程度)

●問い合わせ先

鹿屋保健所保健予防課

☎0994-43-3107

◆お知らせ

石綿関連業務に従事したため疾病に罹患された方及びこれが原因で死亡された方のご遺族の皆様へ

現在、鹿児島労働局では、石綿関連業務のため、健康被害にあわれた方やお亡くなりになられた方のご遺族の方が早期に必要な給付が受けられるように取り組んでいます。

●ご請求の際、条件に応じた2種類のいずれかをご請求いただけます。

○平成13年3月27日以降にお亡くなりになった方のご遺族又は健康被害にあわれた方ご本人↓労災保険法による遺族補償給付等の保険給付の対象  
○平成13年3月26日以前にお亡くなりになった方のご遺族↓石綿救済法による特別遺族給付金の対象  
以下のことから、お心当たりのある方は、速やかに鹿児島労働局又は最寄りの労働基準監督署にご相談下さい。

①特別遺族給付金及び労災保険法の遺族補償給付等の請求が認められる期間には制限があります。

例…特別遺族給付金(石綿救済法) ↓法令により平成21年3

月27日以降の請求は認められません。

例…遺族補償給付(労災保険法)  
↓被災労働者が死亡された日の翌日から起算して5年で受給権が消滅します。(時効)

②特別遺族給付金にかかる年金は、制度上、請求を受けた翌月分から支給されますので、請求が遅くなるほど受給総額が減少します。

③時間が経つと認定に必要な医学的資料の入手が困難になります。

例…エックス線フィルム、CTなどの検査記録の法廷保存年限は3年間です。

●問い合わせ先

鹿児島労働局労働基準部

☎099-223-8279

国の教育ローンのご案内

国の教育ローンは、入学、在学にかかる費用を補う公的な融資制度です。

●ご利用いただける方

ご融資の対象となる学校に入学、在学される方の保護者などで、世帯の年間収入が給与所得者については990万円以内、事業所得者については770万円以内の方(世帯の年間収入には、配偶者などの収入も含まれます。)

●ご返済期間  
10年以内

●据置期間  
在学期間内で元金のご返済を据え置くことが出来ます。

(ご返済期間に含まれます。)

●保証

(財)教育資金融資補償基金または連帯保証人(1名以上)

●利率

年2.45%

(平成18年10月1日現在)

●対象校

高校、短大、大学、大学院、専修学校、各種学校など

●問い合わせ先

国民生活金融公庫鹿屋支店  
融資相談係

☎0994-42-5141

●ご存知ですか「税を考える週間」  
11月11日から17日まで「税を考える週間」です。

税金は、私たち国民が豊かに安定した暮らしができるように、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。

「税を考える週間」は、国民生活に深いかわりを持つている税について、その意義(必要性)及び役割(使途)や税務行政の現状を分かりやすく説明するとともに、国民の皆様により能動的に税の仕組みや目的を「考

え」て、国の基本となる税に対する理解を深めていただくために設けられているものです。

今年の「税を考える週間」は、「少子・高齢社会と税」をテーマとして、各種の広報・広聴活動を行うことにしています。

●鹿屋税務署

☎0994-42-3127

「第58回人権週間」

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、「人権デー」を最終日とする1週間、12月4日から10日までを「人権週間」と定め、広く国民に呼びかけ、人権尊重思想の普及高揚を図っています。

●育てよう一人一人の人権意識

―思いやりの心・かけがえない命を大切に―

●第58回人権週間「県下一斉電話人権相談」

日時 平成18年12月10日(日)